

## 協定項目 23 - 23 (4) 号資料

その他事業（会計事務関係）について

### 1 協定項目の要旨・留意点

新市の公金出納事務の効率化を図るため、地方自治法の規定により金融機関を指定し、公金の出納事務の一部を取り扱わせるものである。

関連資料については、別紙のとおり。

### 2 提案の理由

地方自治法施行令第168条第2項の規定により「指定金融機関は市町村に1つの指定」となっているが、現在9市町村内に指定金融機関が4金融機関ある（別紙）ため、これを1つとする必要がある。

### 3 協定（協議）先進事例

#### 香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

東かがわ市の指定金融機関は、(株)百十一銀行とする。

東かがわ市の指定代理金融機関は、香川県農業協同組合及び(株)香川銀行とするよう調整を図る。

収納代理金融機関は、現在、引田町、白鳥町及び大内町が指定している金融機関とできるよう調整を図る。

#### 岐阜県益田郡合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

5町村及び益田広域連合の指定金融機関等の中から5町村長が協議して定める。

#### 兵庫県養父郡合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

指定金融機関等については、合併時に統一する。

### 4 参考法令（条文等抜粋）

地方自治法

（指定金融機関）

第235条 省略

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令

（指定金融機関等）

第168条 省略

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができる。（指定金融機関）

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をしてその取り扱う収納及び支払いの事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

（指定代理金融機関）

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。（収納代理金融機関）

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23 - 23(4) その他事業(会計事務関係)について							専門部会名	企画財政部会		
調 整 方 針 案	指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。										
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
現 況	指定金融機関	鹿児島銀行	鹿児島銀行	さつま川内農協 入来支所	さつま川内農協	さつま農協	南日本銀行 甌島支店		南日本銀行		
	(内)郵便局			鹿児島銀行 入来支店	鹿児島銀行	鹿児島銀行 入来支店				(鹿児島銀行 串木野支店)	
		川内信用金庫	川内信用金庫	川内信用金庫 市比野支店	川内信用金庫						
		さつま川内農協	さつま川内農協				さつま川内農協 里支所	さつま川内農協 こしき支店		(さつま川内農協 鹿島支店)	
		鹿児島信用金庫 川内支店				鹿児島信用金庫 宮之城支店					
		鹿児島相互信用 金庫川内支店									
		県信用漁連西薩 支店川内営業所					県信漁連 里支所	県信漁連上甌村 漁協・中甌支所		(県信漁連 鹿島支所)	
		南日本銀行 川内支店				南日本銀行 宮之城支店		南日本銀行 甌島支店			
		九州労働金庫 川内支店		九州労働金庫 川内支店							
		熊本ファミリー銀行 川内支店									
		宮崎太陽銀行 川内支店									
		宮崎銀行 川内支店									
					県信用組合 宮之城支店		県信用組合 宮之城支店				
			川内郵便局		入来郵便局	東郷郵便局	祁答院郵便局	里郵便局	中甌郵便局 平良郵便局	手打郵便局	(鹿島郵便局)
	鹿児島貯金 センター	九州郵政局						福岡貯金事務 センター			